

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財について、長野県無形民俗文化財に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第25条第3項において準用する第4条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名称（所在地）	保存団体の名称	概要及び指定理由
すぎかぎおんさい 須坂祇園祭 (須坂市)	しばみやすみさかじんじやうじこそうだいかい 芝宮墨坂神社氏子総代会	<ul style="list-style-type: none">○宝暦五年（1755）には笠鉾、屋台が曳き廻されており、文政十二年（1829）には現在に近い形で行なわれていた祭り。○京都市・八坂神社の系譜を引きつとも、笠鉾等において独自の展開を遂げたものであり貴重。○昼間に行われる「天王下ろし」（笠鉾）と夜間に行われる「天王上げ」（灯籠揃え）といった祭りの構成に特徴があり、周辺地域の祭りに与えた影響が大きい。

須坂祇園祭（須坂市）

○7月21日「天王下ろし」練り歩き



○7月25日「天王上げ」灯籠揃え



○笠鉾



○屋台 ※現在は曳き廻されていない



【位置図】須坂祇園祭（須坂市）

